

## 衆議院比例定数削減に反対する意見書

政府・与党は、「社会保障と税の一体改革」の名のもとに消費税増税を打ち出した。増税の前にやることがあるという世論を盾に「自ら身を切る」ためには、国会議員の定数を削減するのだと比例定数を現行の180議席から80議席削減し、100議席にするとしている。

1994年に小選挙区制が導入され、1選挙区で一人しか当選できない仕組みとなって、多くの死票が生まれることとなり、国民の意見を反映することができにくくなった。一方比例代表選挙は、国民の意見を出来るだけ正確に政治に反映するようにとの趣旨で導入された経過があり、少数の意見を反映させることが出来る制度として適している。

国会議員の定数については、主権者である国民の意思を正しく国政に反映させるために必要な数を確保することは当然であり、国会が「国権の最高機関」という憲法の位置づけにふさわしく機能するためにも重要である。

そもそも日本の国会議員数は、諸外国と比較しても、人口比で3分の1程度であり、決して多いとはいえない。

国会議員の数を減らすということは、国政と国民を結ぶパイプをますます細くすることであり、民意を削ることとなり、議会制民主主義の在り方に反するものである。

現行の小選挙区比例代表並立制は、4割の得票で7割の議席を得るという、大政党にとって有利となる選挙制度であるが、民意が反映できる比例部分の定数を削減すれば、ますますその弊害は拡大する。

選挙制度は、議会制民主主義の基本問題であり、国民主権に関わる重大問題であって、国民の声を正確に反映する民主的制度はどうあるべきかという立場から議論されなければならない。

よって町田市議会は、議会制民主主義の根本を擁護し、国民の権利を守るためにも、衆議院の比例定数削減に反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。